

に向けて、努めておるところでございます。また、同条例に関しましては、広報等で周知を行い、その浸透に努めてきたところであります。なお、男女共同参画に係わる講座、研修などへの市民の積極的な参加等にもよりまして、その効果は押し量られるものと考えております。

- 春田委員 公演とか講座とか、お聞きしたところによりますと、女性対象のものが多かったと聞いておりますが、現在すでに、団塊の世代の方の定年も始まっておりまして、男性、いままで知識をいっぱいお持ちのかた方が地域に戻ってこられるということで、やはり受け入れ体制というのか、そういうのも作らないと、女性は上手に交際とか色々地域交流されるんですが、男性の方は、やや引きこもり気味になられる方もいらっしゃるとのことで、それはもったいないことだと思っておりますので、受け入れ体制についてはどのように対策をとられているのでしょうか。
- 田中参事 平成19年4月に、改正男女雇用機会均等法が施行されまして、性別による差別禁止の範囲拡大や、母子健康管理措置等が改正されまして、雇用での差別は解消していくもの思っております。また、団塊の世代が退職されますことにあたりまして、知識や経験をお持ちの方々が大量に社会参画していただく機会となるものと認識しております。その方々が、あらゆる社会参画の場で男女共同参画社会の一層の充実に向けて有意義に活躍できる場などを研究し、その中で、女性だけでなく男性も参画できる手法を検討いたしてまいりたく考えております。よろしく申し上げます。

(質問) ○春田委員 では、啓発の方もよろしく申し上げます。

続きまして、付属書類P87、市民課等窓口リニューアル事業ですけれども、昨年大きくリニューアルしていただきまして、非常に市民の方もよい印象を持っておられると私も把握しておりますけれども、確かにハード面ではリニューアルしていただきましたけれども、午前中の総務のほうでも職員の方の対応についても色々意見が出ましたけれども、今回リニューアルに基づいてですね、職員の方の意識の向上は、市民サービスの向上という意味でね意識改革はどのようにされましたでしょうか。

(答弁) ○谷名参事 市民サービスの向上に対する職員の意識についてであります。執務室内の机の配置を窓口カウンター向きに変更いたしました。窓口担当職員の

みならず全職員が、受付の状況に気を配ることにより、市民の皆様をお待たせする事のないよう一層の努力が必要であると再認識するとともに、事業の導入による職務姿勢につきましても、親切な対応はもとより、以前にも増して多くの関連知識を吸収し続けることにより、的確で丁寧な対応を心がけております。

(質問) ○春田委員 それでは市民の方の声なんかもつかんでおられますでしょうか。反応とか。

(答弁) ○谷名参事 市民の声についてであります。明るくわかりやすい窓口を目指してリニューアルに取り組みましたところ、その目的をほぼ達成できたとの認識に至るお声を頂戴いたしております。具体にはローカウンターをパネルで仕切りまして、高齢者や車椅子使用の方々はもとより来庁市民の手続きがたやすくなり、プライバシーも確保されており、安心して相談や手続きができるようになったとも聞いております。また、番号案内機と大型ディスプレイを配置いたしまして、各種証明書の出来上がりや届出の受付を、音声あるいはディスプレイでご案内することによりまして、順番のご心配なしに待つことができるとともに、各自で待ち時間の目安になり、更にはフロアマネージャーが配置され、適切なお案内をすることにより、窓口への流れも、スムーズになったとの声もいただいております。以上のことにより、相当の事業効果があったものと認識しております。

○春田委員 今後とも市民サービス向上ということで、さわやかな接客をよろしくお願いいたします。

続きまして、付属書類のP97特別障害者手当等支給事業についてですけれども、この事業について、まず、最初にどのような方がこの手当をいただけるのか対象者についてお聞かせください。

○松本課長 特別障害者手当の対象者といたしましては、著しく重度で永続する身体、知的または精神障害があるため、日常生活に常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅の人が対象となっております。

○春田委員 対象者を伺いましたけれども、対象者が申請されて支給にいたるまでの経過についてはどのようななっていますでしょうか。

○松本課長 手続きにつきましては、申請をされる方に申請書類一式と医師の診断書の用紙をお渡しし、申請により、市が審査、決定を行い、支給決定された